

# 国保・高齢者医療だより

8月から

保険証が新しくなります

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。国民健康保険については、7月中旬に世帯主宛に簡易書留で郵送します。後期高齢者医療については、7月中旬に被保険者宛に簡易書留で郵送します。

なお、後期高齢者医療については、今年度、窓口負担割合の変更に伴い7月・9月に保険証の更新があります。負担割合の変更に関わらず全員の方に2回被保険者証を発送します。医療機関等に係る際は、氏名・生年月日、有効期限等を確認のうえ、新しい保険証をご提示ください。

- 7月更新（8月1日から有効）
- 有効期限令和4年9月30日
- 9月更新（10月1日から有効）
- 有効期限令和5年7月31日

保険証は大切に！

保険証は病気やケガなどで医療機関を受診する際に必要となるもので、健康保険に加入していることを証明するものです。紛失のないよう大切に保管して下さい。

限度額適用・減額認定申請を忘れずに！

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事が減額される認定証を交付しています。

入院等の際の自己負担額は、世帯の所得状況によって異なります。なお、国保加入者の認定証の交付要件は、国民健康保険税を完納していることです。70歳以上の方については、次ページを参照ください。

ください。

なお、更新の方は、8月中旬に手続きをお願いします。（後期高齢者医療制度の方は保険証と一緒に発送するので申請は不要です。）

新規・更新の手続きには保険証と印鑑が必要です。

納税・納入通知書をお送りします

7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」・「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」をそれぞれ郵送します。納め忘れのないようお願いします。

なお、令和4年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の税率等は下表のとおりです。※国民健康保険税の賦課限度額は令和4年度より引き上げになります。

また、どちらも、世帯の所得状況によって、税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるためには、所得申告が必要となります。

詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

▼問合せ

町民課国保年金係

☎2113

町民課税務係

☎2112

区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料 (千葉県内均一)
	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	
所得割額	7.0 %	2.4 %	1.8 %	8.39 %
平等割額	22,000 円	—	—	—
均等割額	22,000 円	10,000 円	14,000 円	43,400 円
賦課限度額	650,000 円	200,000 円	170,000 円	640,000 円